

新築住宅に対する固定資産税の減額申告書

この申告書は、新築住宅に対する固定資産税の減額の適用を受ける場合に使用します。

【納税義務者】

宮津市長 様		令和 年 月 日		
宮津市市税条例附則第6条の4第1項の規定により申告します。				
フリガナ		性別	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
氏名 又は 名称	署名	男 女	個人番号 法人番号	
			日中連絡先	— —
住所			市処理欄	
	(建物名等)			

【申告内容】

家屋の所在地	宮津市字	併用住宅の場合は、居住部分の床面積を下の欄に記入してください。 m²
家屋の種類	専 用 ・ 併 用 ・ 共 同	
家 屋 番 号		
家屋の構造	木 造 ・ 非 木 造	
延 べ 床 面 積	m ²	
建 築 年 月 日	年 月 日	
登 記 年 月 日	年 月 日	
居 住 年 月 日	年 月 日	

【固定資産税の減額割合と期間について】

新築住宅が下記の要件に該当する場合は、居住専用部分の120㎡までの固定資産税額の2分の1に相当する部分が新築後3年度分(3階建以上の中高層耐火住宅は5年度分)減額されます。(適用期間において増改築等により要件を満たさなくなった場合には減額されなくなります。)

また、住宅と一体となってその効用を果たす別棟の附属家等の減額期間は住宅の減額期間内となります。

記

＜新築住宅の固定資産税の減額要件＞

- ① 人の居住の用に供する新築住宅であること。
- ② 人の居住の用に供する居住用専用部分が延床面積の2分の1以上であること。
- ③ 令和8年4月1日以降に新築された場合、居住用専用部分が40㎡以上240㎡以下であること。
- ④ 令和8年3月31日までに新築された場合、居住用専用部分が50㎡以上280㎡以下(共同住宅等区分居住が可能な場合40㎡以上280㎡以下)であること。

宮津市使用欄

本人確認	来庁者	添付書類	受付	入力	審査
①番・免・パ・手帳 他()	☐ 本人	☐			
②証・年金・児童・ パス・社員・学生 他()	☐ 他	☐			
③ヒア	代理権確認手段	☐			

受付印

システム
バーコード用Tリア